

現代フランス政治における主権主義政党の生成と展開

吉 田 徹

「ヨーロッパ市民という概念は、加盟国で弱まりつつある民主主義の衰退を抜きにして語ることはできない。民主主義の衰退は統治者と被統治者との溝が深まることによって促進される。議会が弱体化し、意思決定過程が複雑化することで専門家とテクノクラートが台頭する一方で、新しい急進主義的政党が出現している」——J. ドロール、*The European*, October 24, 1996——

はじめに

Souverainistes、すなわち「主権主義者」は、欧州統合に留保的態度を採るフランスの政治家に対する総称となった。カナダ・ケベック州独立派に対する呼称の、いわばフランスへの逆輸入は、90年代以降のフランス政治の中で無視できない運動となっている¹。フランス政治史を専門とするデュアメルとグリュンベルグは、論文「政党システムと第五共和制」で、従来の左派—右派に加わる新しいクリーヴィッジ (clivages) として、1) 「エスタブリッシュ政党 (partis de l'établissement)」と「ナショナル政党 (partis nationaux)」、2) 「生産主義 (productivisme)」と「反生産主義 (antiproduktivisme)」、3) 「主権主義者 (souverainistes)」と「反主権主義者 (antisouverainistes)」を挙げている。第一のクリーヴィッジに添う形で組織化されてきたのが FN (国民戦線)、第二のそれが緑の党 (les Verts) であり、主権主義—反主権主義のクリーヴィッジを形成しているのが、左派に位置する「MDC (Mouvement des Citoyens、市民の運動)」と右派政党の「MPF (Mouvements Pour la France、フランスのための運動)」および「RPF (Rassemblement pour la France、フランス連合)」である²。確かに 2002 年 4 月に行われた大統領選挙で「第三の男」として当初注目されたのは、「主権主義者」の元社会党幹部のシュヴェンヌマン (J. P. Chevènement) 候補であった³。

キツェルトは、脱物質主義的価値観に基づく新しいクリーヴィッジを形成する「左派リベタリアン政党 (Left-Libertarian Parties)」の例として環境主義政党を挙げているが⁴、主権主義諸政党の選挙得票率は、フランス緑の党と同等以上を記録しており、政党システム内で独自の競合空間を形成している⁵。ヨーロッパ・イシューは、社会党の権力獲得、FN の台頭と共産党の下落、コアピタシオン(保革共存)、そして社会党の少数与党化に続く 90 年代フランス政党システムの主要素となっている⁶。

確かに、この「政党組織がそこから利を得ようと試みるクリーヴィッジ」⁷ は、その新規性ゆえに

強固なものではなく、早計な判断を下すには慎重を要する。本稿はこうした限界を抱えるものだが、しかし「特定のクリーヴィッジの早い段階での政治化が、どのように他のクリーヴィッジに影響を与えるのか」⁸ の考察は、「欧州統合とは同時代史 (history as present)」⁹ であるがゆえに必要なとされている作業である。特に、政治的行為とは「流れ行く諸力の中から存続するものを形作るために、瞬間における創造的なものに向かう」¹⁰ のであり、「問題は、流動しつつあるもの、生成しつつあるものについての知識、創造的な行為についての知識が存在するか」¹⁰ のであるならば、これが政治学の課題であることには間違いがない。

本稿の課題は、フランス政党システムにおける主権—反主権クリーヴィッジがどのような形態をとるものなのか、さらには主権主義の主張内容に着目することで、欧州統合過程がフランスの政党政治に与える状況を明らかにすることにある。当然、政治システムとしての EU (欧州連合) も視野に入れるが、「政治の基礎の無視に貢献する政策研究」¹¹ の次元ではなく、むしろ、これまで軽視されてきた、欧州統合過程によって変容を被る加盟国内の政党政治が考察対象となる。従って、まず主権主義政党が登場する背景を理解するために、EU 中でのナショナル・レヴェルの政党および政党システムの位置を確認した上で(第一節)、フランスでのその特徴を抽出し(第二節)、次に、同諸政党の系譜とその競合空間の特徴を探ることとする(第三節)。ここでは、主権主義政党がシステムに参入する契機となる 1992 年のマーストリヒト条約批准の政治過程が重点的に取り上げられる(第四節)。そして、最後に主権主義のイデオロギーを解析することによって、その意義を明確なものとしたい(第五節)。

I. EU 中の国内政党システム

マーストリヒト条約以降、EU が政治統合の度合いを高めていることは事実だが¹²、これと比例して加盟各国における政治的異議申し立て (political contention) もまた増大している。「EU と加盟国というマトリックスにナショナルなアクターは益々巻き込まれるようになり、EU は外部ではなく国内政治領域の一部」¹³ となり、そのため「政党エリートは、自らの政治的言説で EU 政策を国内政治の一部として言及するように」¹⁴ なってきた。しかし、民主主義政体の重要なアクターである政党、そしてこれによって形成されるシステムが、欧州統合のプロセスによってどのように影響を被るかの視点は不十分なままに留まっている¹⁵。EU の統治構造では——政策ネットワークによる議会主義の迂回が行われているにしても¹⁶——、政党が依然としてナショナルな政治とヨーロッパ・レヴェルとの間のインターフェイスとなっていることは否定できない¹⁷。

ここで生じる問題とは、国民国家という枠組みの中で生きる市民は、選挙時に政党に投票するという経路においてのみ、EU の政策決定に関与できないことにある。規範的立場からすれば、政党こそが「民主主義を創造したのであり、これを抜きにして近代民主主義は考えられない」¹⁸。また、政党とは、政治的機会と市民の政治的判断に対する影響力を担保する組織体でもある¹⁹。すなわち、政党は国家と社会の紐帯を担う政治アクターであり、社会の代表性を担う機能を付されている²⁰。同時に、ここで政党は、EU の統治構造が持つ民主的正統性欠如の問題を引き受けざるを得ない存在となる。

例えば、マイアーは、政党の代表機能が EU によって脅かされるとする。「ヨーロッパにおける意志決定は政党によって調停されることがないと思われるため—中略—代表制の観点からみて、政党の優位性を損なうことは間違いがない」²¹。つまり、国家においては政党こそが代表性と利益集約の機能を果たすべきものであるにも関わらず、ヨーロッパ・レヴェルでは政策形成に関われない事実から、その実現が不可能なのである。

さらに、マイアーは、欧州統合は「各国政府の自由度を制約するため、政権を目指す政党による競合的次元を圧縮 (hollowing out)」し、「主要政党を横断する形である程度のコンセンサスを醸成し、有権者の政策選択肢を制限し、ヨーロッパを国内政治における競合 (national competition) から除外し、民主的アカウンタビリティを明白に欠如させた超国家構造の中で機能する」ことによって、通常の政体では不適切と思われるものに対して、政党と政治的リーダーシップが抵抗しようとする状況を作り出しているとする²²。

これは次のような理由による。まず、政治的左右を問わず、多くの主流政党 (mainstream parties) によって欧州統合のさらなる推進という広範なコンセンサスが醸成されている。また、国内政策がますます欧州レヴェルの決定によって拘束されることによって、政権政党の政策マージンが縮小していく。最後に、EU の政策決定の多くが、政府代表によって構成される閣僚理事会と、各国の政党システムとは直接的に関係しない形で構成される欧州議会によって調停されているためである²³。政治的オポジションの形成は、システム内でのオルターナティブ提示に必要不可欠であるにも関わらず、EU の統治システム内では、これも不可能となっている²⁴。

これは、国民にとっての明確な判断基準や意義申し立ての回路が存在しないまま、主要政党による統合プロジェクトへのコミットが続くことによって政策形成余地が縮小していく悪循環を意味する²⁵。EU 特有の政治体制を前にして、政党ないし政党政治は、その存在理由のひとつである代表機能を果たせていない。

しかし、政党は、代表機能の危機状況を打開しようとはしない。バルトリーニによれば、これは国民国家形成過程での歴史的クリーヴィッジに基づく国内レヴェルの政党による政治が、行政的・経済的な閉鎖性と文化的均質的を前提としているためであり、欧州統合問題に対して「既存政党が可能な限り沈黙する」のは、EU レヴェルと国内レヴェルの政治が「客観的な不整合 (incompatibilité objective)」を来たすためだとする²⁶。この不整合性を、ヒックスは ECPR (欧州政治研究コンソーシアム) の政党綱領プロジェクト (Party Manifesto Project) を材料に、政党の「認識拘束 (cognitive constraints)」から具体的に分析した²⁷。ヒックスは、ヨーロッパ各国の政治空間を右—左 (「社会経済的クリーヴィッジ」) と統一—独立 (「ナショナル・領土的クリーヴィッジ」) の次元に分けた上で、各政党が基盤とするイデオロギー的アイデンティキット (ideological identikit) と社会層が、統一—独立の軸上では分裂してしまうことを実証した。つまり、急進左翼、社会党、自由主義政党、保守政党の何れの政治的ファミリーも、統一—独立の次元をまたがる有権者層 (例えば社会党においては公共部門従業者と金融部門従業者、保守主義政党においては国際的事業経営者と国内事業経営者など) を抱えるために、同次元での競合は紛争の激化を引き起こしてしまう。そのため主要政党は「分裂度の高い政治的市場」である統一—独立の競合次元には参入しないのである²⁸。

以上の考察は、「かつてない (sui generis) 政体」²⁹ と規定されている EU 統治構造の特性から生

じるのであり、超国家主義的要素をも含む欧州統合が抱える構造的な問題である。しかし、ナショナル・レヴェルにおいては、この矛盾が社会紛争を誘引する要因となる。ダーレンドルフが指摘するように、権力を介在させた共同決定は、社会紛争を解決するものではなく、むしろ、被統治者の代表者を決定にインボルブしてしまうことによって、紛争表出のチャンネルを塞ぎ、これを激化させる作用を持つ³⁰。

もちろん、欧州統合が有権者の利益を促進すると認識される限りにおいては、EU が紛争要因となることはないと推定できる。しかしながら、フランスの国益と欧州統合との優先順位を尋ねる世論調査では、1984年には43%が欧州統合、50%がフランスの国益、と回答したのに対し、94年には各々19%、77%と、フランスの有権者はかなりの程度、自国利益に関して敏感になってきている。また、1992年には、フランスの国益は欧州建設によって促進されると考える国民は41%だったのに対し、94年にはわずか27%にまで低下した³¹。これは「フランスと欧州という相互補完的な関係が、矛盾を生む関係へと転じたこと」³²を意味していると言わなければならないだろう。欧州統合とは国家救済のプロジェクトであり、市民からの支持調達のためのひとつの手段であるとしたミルワードのテーゼは、ここでは必ずしも正しくない³³。少なくとも政党にとっては、欧州統合とはその正統性の源泉ではなく、むしろその脅威となるのである³⁴。

加盟国内で欧州統合に対する異議申し立てが存在する限り、代表機能を担う政党とその競合空間である政党システムへと伝達されることになる。この場合、問題となるのは、この有権者からの伝達を受ける政党が存在するか否かである。

これまで、フランスの主要なクリーヴィッジは、「2つのフランス (les deux France)」といわれるように、右と左であると規定されてきた³⁵。また、他西欧諸国と比べて、フランスの既存政党の安定性は、政党システム内で二極化への遠心力が働いていることによって担保されているとされてきた³⁶。しかし、この右と左へのアイデンティフィケーションは90年代に入り急激に低下してきている。1996年に行われた調査では、有権者の55%が「右と左という概念は越えられるべきもの」と解答し、また62%が「右と左という概念は古いものであり、政党と政治家のポジションはそのように位置付けられるものではない」と解答している³⁷。1981年に同様の解答は33%に過ぎなかったものが、89年に56%、92年には60%と増加傾向にある。逆に「有効な概念である」という解答は、89年に36%、92年に31%、96年でも32%と下落している。それは、現代フランスでは、すでに「(政党の右と左で—筆者註)両陣営を分離させ、縦断しているクリーヴィッジや対立関係が動揺している」³⁸証拠である。

さらに、「ヨーロッパというクリーヴィッジは右左の対決を機能させなくなって」³⁹いるともされる。つまり、左と右を横断する形で欧州に対する政治的抗議が存在するため、従来の政治的紛争ラインは無効となり、新たな競合空間が政治家および政党によって形成される余地が発生した。政治的な左右の差異と欧州統合への支持との間に、「各国とも明確に強調しうる相関性はみられない」⁴⁰のである。

政党間競合の空間が多次的であることは論を待たないが⁴¹、ヨーロッパというクリーヴィッジに対応する政党は、既存の政党システム内には存在しなかった。左右対立軸が衰退するのに伴い、主権主義政党が、ヨーロッパの中での、国民国家の枠組みないしフランスの政治システムを固持す

ることを主眼として台頭し、異なる政治的供給源 (offre politique) として登場したのは自然な力学でもあった。

ここで注意しなければならないのは、MPF/RPF という右に位置する主権主義政党の支持層は、極右支持者とは明確に区別されることである。94年の欧州議会選挙を例にとった有権者分析では、1) 高齢者層、2) 農業従事者、3) 敬虔なカトリックを中核とするのに対し、FN 支持者はむしろ、1) 若年層、2) 給与取得者、3) 無宗教者が多い⁴²。RPF が、社会党に次ぐスコアを獲得した99年の欧州議会選挙では、FN 支持者の票の10%のみを獲得するに留まっており⁴³、独自の競合次元を形成している。政党システムでの位置付けにおいても、極右政党が外国人嫌い、人種差別、反民主主義的態度を共通項とするのに対し⁴⁴、後述のように、共和主義理念を核とする主権主義政党は、このような意味での反政党的政党 (Anti-party Party) であるとは言い難い。

II. ヨーロッパ・イシューの競合空間

90年代に入り「フランスの政党はそのイデオロギー的な差異を縮小してきた—中略—今日、主要政党の何れもが大きな変革のヴィジョンを示すことはなく、米国の政党のように可能な限り公約を曖昧で可変的なもの」⁴⁵ にしてきた。

フランスの諸政党の中では、中道に位置するUDF (フランス民主連合) が、「平和と国家の中で個人の自由を守る手段」としての欧州を標榜する親ヨーロッパ政党であると歴史的にも規定できる⁴⁶。他方、凋落久しい共産党と、FN という反システム政党を除けば、反欧州もしくは欧州統合に対して明確なオルターナティブを提示する政党は存在しなかった。フランスの主要政党は、統合の推進に関して、事実上カルテルを形成している状況にあるといえる。そして、このカルテルを形成している既存政党は—まさにカルテルを形成しているがゆえに—内部で欧州統合を争点化せず、主権主義政党が有権者に訴えかける余地を残した⁴⁷。

RPR は、ルネ・レモンの言葉を借りれば、「自由主義的・ヨーロッパ主義的右翼」と「本来的なド・ゴール主義の正嫡」との間で路線が一定しない政党となった⁴⁸。党首であったシラク (J. Chirac) は、1979年に欧州議会直選挙の導入を理由として、ジスカール＝デスタン (V. Giscard d'Estaing) のUDFをフランスの国益を損なう「外国の政党」と批判し(『コシャンの呼びかけ (appel de Cochin)』)⁴⁹、また84年の欧州議会選挙に際しても「国家主権に属する領域は完全に守られなければならない」と主張するなど⁵⁰、ゴーズムの伝統に忠実な、フランス国家主権守護者として振舞ってきた。しかし、RPRの欧州政策は、統合の度合いが高まるのに比例してプラグマティックなものとなった⁵¹。マーストリヒト条約収斂基準を満たすための1995年のジュベ (A. Juppé) 内閣による財政規律は、未曾有のストライキを招き、国益の守護者としてのイメージを大きく損なうこととなった⁵²。ゴーズムの精神が「大国の覇権に対するフランスの意志決定の自由を確保すること」⁵³にあるならば、シラクのRPRはこれを回避している⁵⁴。

他方、社会党 (PS) は、ミッテラン (F. Mitterrand) によるフランスのリーダーシップを実現しようとした欧州政策以降、統合のベクトルに決定的な影響を与えるができないでいる⁵⁵。イデオロギーを異にする派閥を多く抱える上に、党内リーダーシップが強固でないポスト・ミッテラン期の

社会党は、明確な欧州像を切り結ぶことができないままである⁵⁶。「社会主義以前にヨーロッパというものを学ばなければならなかった」⁵⁷ 社会党の欧州政策は、その双方のプロジェクトの矛盾ゆえに「沈黙」を余儀なくされている。

こうして、「政治指導者はフランスのヨーロッパへの変身という問題を真から取り組んでいない」⁵⁸ と有権者によって判断されているために、主権—反主権という競合空間が誕生する。そして、「社会経済的变化は、既存政党における戦略的な政治家の自らのアピールを変化させる促進要因であり、そのような努力がみられないとすれば新たな政党の台頭を招く」⁵⁹ ことになった。

しかし、その台頭の在り方は、既存の政党システムの特性とは無縁ではあり得ない。

2002年大統領選挙に際し、シュヴェンヌマンはウイングを両極に伸ばした結果、左派においては極左 LCR や共産党議員、右派では RPF の欧州議会議員や、無党派のゴリススト運動組織、さらにはプジャード派までがこれに呼応した⁶⁰。シュヴェンヌマンの戦略は、出身政党である社会党支持者だけでなく、右にもウイングを広げる支持基盤の拡大であった。すなわち、「右派と左派の上部にあるもの、それは共和国」というディスクールである⁶¹。また、シュヴェンヌマンだけでなく、1999年の欧州議会選挙で RPF リストによって選出された議員がその後 MDC に党籍を変更し、主権主義による完全な第三極の形成を目指す動きもある⁶²。具体的な政策に関しても、99年の「欧州地域語少数言語憲章」の採択や⁶³、シュヴェンヌマンの閣僚辞職につながるコルシカ島の自治権問題⁶⁴などに関して、主権主義政党は、その連邦制的含意から、これに反対することでは全くの意見の一致をみており、部分的には左右のクリーヴィッジを超えて共闘するケースが見受けられる。

こうした動きを観察する限り、確かに主権主義政党は、超国家主義の中でフランスの主権を固持するネオ・ゴリスムの政治運動であるようにみえる。そうであるならば、左の MDC と右の MPF/RPF は連合を組むことによって、政党システムの中で主権主義のブロックを形成する可能性があるはずである。しかし、そうした契機は、政治家個人のリーダーシップ争いと制度的要因によって排除されている。

例えば、主権主義者という形容詞を始めて自らの称号とした RPF のパスクワ (C. Pasqua) は、初期においてシュヴェンヌマンとの共闘を呼びかけたものの、2002年大統領選では、シュヴェンヌマンとの選挙協力の用意がないとし、さらには「アルカイックな社会主義者」として彼を攻撃した⁶⁵。また、後述するように、パスクワ自身も、リーダーシップ争いから党の分裂を経験している。

その理由は、よく知られているように、大統領選と国民議会選挙での2回投票制 (scrutin uninominal majoritaire à deux tours) という選挙制度のもとでは「(政党間の—筆者註)選挙協力によって多党制が修正させられる」⁶⁶ 力学が働き、政党間競合の制度的な拘束要因となるためである。社会党が共産党との選挙協力によって初めて伸長したように⁶⁷、あるいはシラクが出馬表明をする際にパスクワとの間に密な関係を築かなければならなかったように⁶⁸、第二回投票を考慮すれば、選挙カルテルを、空間を支配する左右何れかの陣営と結び結ぶことが、生き残りのための必須条件となる。つまり、国民議会選挙においては再選可能性、大統領選では潜在的な連合パートナーとなることを優先すれば、主権主義政党は最終的に、左右に位置する大政党のイデオロギーラインの求心力に引きずられる。従って、シュミッターが予測するように、ヨーロッパ・クリーヴィッジによってナショナル・レヴェルの政党システムが、親欧州統合政党と反欧州統合政党による2大政党制へ

と改編される可能性は⁶⁹、フランスに限っていえば、少なくとも選挙制度の変更がない限り困難である。

このように、既存の左右両陣営とは異なる政治的次元に位置するのが主権主義政党であるが、それでも主権—反主権のクリーヴィッジは、左派—右派のクリーヴィッジを完全に塗り替えるものではないことも確認しておく必要がある。

III. 主権主義政党の系譜

主権主義—反主権主義のクリーヴィッジを代表する MDC、RPF、MPF の生い立ちと、その選挙パフォーマンスを 1994 年欧州議会選挙と 1999 年欧州議会(以下 EP) 選挙の順に追っておこう(表 1 参照)。

何れの政党においても共通するのは、1) 1992 年のマーストリヒト条約批准を契機として誕生し、2) 既存の左派—中道—保守各政党からの分党という形をとり、3) 党首のカリスマ性に基づく個人政党の色彩が強い、という点である。

表 1 主権主義政党の選挙パフォーマンス (1994–1999 年)

	1994 年 欧州議会選挙	1995 年 大統領選挙*1	1997 年 国民議会選挙*2	1999 年 欧州議会選挙	(参考)2002 年 大統領選挙*6
FN	10.52	15.00	5.59	5.69	16.86
MPF	12.33	4.74	0.21	13.05	—
RPF	—	—	—		—
RPR	25.58	20.84	22.81	12.82*4	19.88
UDF		18.58	20.77	9.28	6.84
Verts	2.95	3.32	1.61*3	9.72	5.25
PS	14.49	23.30	38.05	21.95*5	16.18
MDC	2.54	—	1.08		5.33
PCF	6.88	8.64	3.83	6.78	3.37

*1: 第 1 回投票得票率。候補者は FN=ル・ペン MPF=ド・ヴィリエ、RPR=シラク、UDF=バラルデュール、Verts=ヴォワネ、PS=ジョスパン、PCF(共産党)=ユー。MDCは候補者を立てていない。

*2: 第 2 回投票得票率。MPF は当時 LDI (La Droite Indépendante)—MPF。

*3: Ecologie Citoyenne 票含む。

*4: RPR-DL (Démocratie Libérale) 共通リスト

*5: PS-PRG (左翼急進党)—MDC 共通リスト

*6: 第 1 回投票得票率(本土開票結果)。候補者は FN=ル・ペン、RPR=シラク、UDF=バイルー、Verts=マメール、PS=ジョスパン、PCF=ユー。シュヴェンヌマンは政党名称を Pôle Républicain とし出馬。ド・ヴィリエは立候補せず、パスクワは立候補に必要な署名を集められなかった。

[出所] L'Année Politique 各年版、Le Monde, 24 Avril 2002 より作成

1. MPF/RPF

(1) 1994年 EP 選挙

MPF は UDF 議員であるド・ヴィリエ (P. de Villiers) によって 1995 年に結党された⁷⁰。1994 年の EP 選挙で「唯一注目に値した」⁷¹ のは、「人民による欧州」、「GATT から自由な欧州」と「治安を強化した欧州」を謳う、このド・ヴィリエによる選挙リスト「もうひとつのヨーロッパのためのマジョリティー (Majorité pour l'autre Europe)」であった。ド・ヴィリエによる選挙リストは、FN を上回るスコアを獲得、社会党の得票率に迫る勢いを見せた (12.33%、14 議席)⁷²。さらに、ド・ヴィリエは、RPR 支持者の 28%、UDF 支持者の 20% の票をも集めることによって、既存の保守—中道陣営に食い込んだのである。母体の UDF と RPR は、党内の反欧州派に配慮し、積極的提言を盛り込むことができなかつたこともあり、低得票率を自ら招いた⁷³。慌てた UDF は、選挙後にド・ヴィリエの党籍を剥奪すると発表する。ド・ヴィリエは、デンマーク人民党 (Dansk Folke Parti) などの他の反欧州統合政党とともに、EP 院内会派「国家による欧州 (Europe des Nations)」を形成するに至る。

(2) 1999年 EP 選挙

1995 年の大統領選挙で、自党候補のシラクではなく、立候補したド・ヴィリエを支援したのはパスクワ (当時内務・国土整備相) であった。パスクワは、99 年 1 月に、主権主義によるオポジションを形成するため、EP 選挙で自らの選挙リストを提出するとした。同月、ヴェルサイユ両院合同議会でフランスはアムステルダム条約を採択しており、ド・ヴィリエがマーストリヒト条約を契機として分党したとするならば、パスクワはアムステルダム条約をその理由とした。「アムステルダム条約によって—中略—国家の法律は共同体法に従属し、国家主権の大部分が失われることになる」⁷⁴。しかし、パスクワが共産党と社会党をも含む広範な連合を求めたことに対し、保守陣営にコミットするド・ヴィリエは、同時点でこれに不快感を表していた⁷⁵。

RPR と UDF との間で、共同リスト作成作業が困難を極めていたこともあり、ここでパスクワは、ド・ヴィリエとともに共同リスト「フランスのための連合と欧州の独立 (RPF—IE: Rassemblement pour la France et l'Indépendance de l'Europe)」の作成に合意し、両者は主権主義のディスクルを強調していくようになる。

その結果は、パスクワとド・ヴィリエの圧勝であった。景気回復を背景とした高い支持率を誇る社会党に次ぐ得票を獲得し (13.05%、13 議席)、RPR のそれを上回ったのである。CEVIPOF (フランス政治研究センター) の有権者調査によれば、この RPF のパフォーマンスは、RPR 支持者、UDF 支持者のそれぞれ 24% と 11%、そして FN 支持者の 10% と無党派層の 19% を集めた結果だった。RPR と UDF 支持者の約 3 割のみが欧州統合に不信を抱くとしているのに対し、RPF 支持者では 57% に上っており、欧州統合が争点化されていることがわかる⁷⁶。

パスクワがド・ヴィリエと正式に合流するのは、EP 選の勢いを駆って 99 年 11 月に RPR から離脱、RPF の結党大会を持ってであった⁷⁷。同党の結成によって、フランス政治において本格的に「主権主義者」と「欧州主義者」との開放的な競合空間が切り開かれた⁷⁸。ド・ヴィリエは RPF の副党首となり、MPF と RPF による連合はここで、主権主義政党として約 2 万 5000 人の党員を抱え、その勢力を拡大させた。

しかし、バスクワとド・ヴィリエは、その後両派の勢力争いをめぐり、内部分裂を起こすことになる。党内ポストにド・ヴィリエ派が優勢になったことでバスクワが不満を表明、個人的関係が悪化したことも手伝い、2000年6月に、ド・ヴィリエは党内の資金運用の不透明性を理由に、副党首を辞職しMPFをRPFから離脱させると表明した。分裂の理由をバスクワは、ド・ヴィリエの右派陣営への固執と自身の「幅広い支持を求める態度」との相異が原因だとした⁷⁹。このため、右に位置する主権主義政党は再度二分されることになった。

バスクワは99年に、シュヴェンヌマンとの協力関係を試みたとしたが⁸⁰、シュヴェンヌマンがこれを受諾しなかったことで、保守寄りのド・ヴィリエと組んだ。この時点で、主権主義政党による政党連合は不可能となり、左右のクリーヴィッジ超克の試みは頓挫し、保守ブロックと左派ブロックの分裂ラインは残存したままとなった。バスクワの「アムステルダム条約によるヨーロッパに反対する勢力によってこれまで政党が闘ってきたクリーヴィッジを超えなければならない」⁸¹という戦略は失敗した。

これは、主権主義政党が、それぞれの政治的ファミリー (familles politique) に留まることが可能となる一方で、欧州という争点に限定した場合、自らのブロック内の政党 (RPFの場合はRPRおよびUDF) と敵対ブロック (社会党および共産党) の両面でプログラムの差異化を図る必要性が生じるということの意味する。

2. MDC

MDCの起源は、1966年にシュヴェンヌマンによって社会党(当時SFIO)内で旗揚げされた派閥C.E.R.E.S(社会主義調査研究教育センター)にまで遡ることができる⁸²。C.E.R.E.Sは、主流ミッテラン派と協調・対立関係を繰り返しながら、社共統一綱領の締結や社会党のイデオロギーのバックボーンの機能を果たし、81年のミッテラン社会党政権誕生に貢献したイデオロギー派閥であった⁸³。

しかし、社会党の「歴史的領袖」⁸⁴たるシュヴェンヌマンは、そのマルクス主義と共和主義イデオロギーから、多国籍資本を利する共同体市場の推進に反対しており、92年のマーストリヒト条約批准を契機に、93年に離党し、MDCを結成した。

(1) 1994年EP選挙

MDCにとって初の選挙となったのが、94年のEP選挙だった。社会党と保守政党による公約双方との差異化を計った選挙リスト「もうひとつの政治 (L'Autre Politique)」の結果は、得票率2.5%と芳しいものではなかった。MDCの戦略は、マーストリヒト条約に対する国民投票時に「ノン」を投じた有権者層を取り込むことを目標とするものだったが、ド・ヴィリエが保守側の「ノン」をまとめ上げることができたのに対し、左派陣営内での同様の戦略は失敗した⁸⁵。MDCにとっての飛躍は、97年のジョスパン内閣発足に与党の一角を形成し、シュヴェンヌマンが入閣したことであろう。シュヴェンヌマンは内務相として、移民児童の成年時でのフランス国籍の自動付与(いわゆるシュヴェンヌマン=ギグー法)、国政選挙における男女公職同数制(『パリテ』)の実現や非婚姻カップルに法的保障を与えたPACS(『連帯市民協約』)の導入、国内イスラム宗教組織同士による対話のプラットフォーム創りなど、多くの実績を残した。シュヴェンヌマンは2000年8月に、

与党から提出されたコルシカ自治権法案に反対して閣僚を辞任するが、それまではジョスパン政権を担う大物閣僚であった。

(2) 1999年 EP 選挙

99年のEP選で、MDCは前回選挙での低パフォーマンスも考慮に入れ、独自リストの作成を断念し、社会党リスト上の当選圏内にMDC候補者を挿入する選択を下した。高支持率を保つジョスパン政権の連立パートナーでもあるMDCにとっては、そのまま社会党との協力関係を継続するほうが得策と判断したのである⁸⁶。

問題となったのは、やはり対欧州政策であった。国家主権の維持を譲らないMDCの要求を飲んだ社会党は、理事会での全会一致原則の支持を綱領に明記した。同選挙では、PES（欧州社会党）による共同マニフェストが用意され、ここでは特定多重多数決の拡大導入が謳われていたにも関わらず、社会党はMDCとの協力関係によって、その方針を変更せざるを得なかった。

IV. 分岐点としてのマーストリヒト条約国民投票

RPF/MPFとMDCのルーツは1992年のマーストリヒト条約⁸⁷批准にあり、主権主義政党の系譜は、同条約の批准過程を抜きにして理解することはできない。伝統的な政治勢力に対応しない、主権—反主権という新たなクリーヴィッジの政党システムへの導入は、国民投票によるマーストリヒト条約の批准によって果たされたことに注目しなければならない⁸⁸。

タガートは、欧州に懐疑的な政党（Euroseptical Parties）を、① シングル・イシュー的な懐疑的政党、② 抗議の立場をとる政党の中での懐疑的政党、③ 既存政党のうちで懐疑的態度をとる政党の三つに類型化しているが、興味深いのは、タガートの分類によれば、シングル・イシュー的な懐疑的政党がみられるのは、デンマークとフランスという、マーストリヒト条約を国民投票によって批准した国であるということである⁸⁹。

次に、レイは、「専門家判断（expert judgments）」の手法を用いてEU加盟国政党の欧州統合に対するポジションを指数化している⁹⁰。「欧州統合に対するポジション（position on European Integration）」（表2.1）と「欧州統合に対する党内の異議申し立て（extent of internal dissent over issue）」（表2.2）をみると、フランス主要政党にとってのヨーロッパ・イシューは、1992年を基点として変化していることが見て取れる。92年を境としてその後、主要政党の親欧州的態度への傾斜にブレーキがかかると同時に、党内のヨーロッパに対する異議申し立てが低下している。これは、1992年のマーストリヒト条約の批准過程において、政党内の主権主義的立場を採る政治家が、分党という形で党を割ったことで党内コンセンサスの密度が増したと同時に、政党が親ヨーロッパへの態度に留保を示すことになった証左となっている。社会党、RPR、UDFというフランスの与党経験政党全てが、条約批准を契機として党主要政治家による主権主義政党を産み落とし、これが反省材料となってヨーロッパ・イシューを全面的に取り扱うことを以降、ためらうようになっているのである⁹¹。

表 2.1 フランス政党の欧州統合に対するポジション (position on European Integration)

政党名	1988 年	1992 年	1996 年
Parti Socialiste	6.11	6.44	6.00
Rassemblement pour la République	4.67	5.00	5.25
Force Démocrate	6.67	6.78	6.67
Parti Républicain	6.00	5.89	5.78

注記: 「欧州統合に強力的に反対」(スケール 1)、「欧州統合に反対」(スケール 2)、「欧州統合にやや反対」(スケール 3)、「欧州統合をめぐって中立的」(スケール 4)、「欧州統合にやや賛成」(スケール 5)、「欧州統合に賛成」(スケール 6)、「欧州統合に強力的に賛成」(スケール 7)

表 2.2 欧州統合に対する党内の異議申し立て (Extent of internal dissent over issue)

政党名	1988 年	1992 年	1996 年
Parti Socialiste	2.44	2.67	2.56
Rassemblement pour la République	2.67	3.89	3.44
Force Démocrate	1.56	1.67	1.56
Parti Républicain	2.00	2.56	2.33

注記: 「欧州統合に対する党ポジションは党内で完全な一致をみている」(スケール 1)、「欧州統合に対する党ポジションは党内でやや異議がある」(スケール 2)、「欧州統合に対する党ポジションは党内で重要な異議にある」(スケール 3)、「欧州統合に対する党ポジションは党内分裂を招いている」(スケール 4)、「欧州統合に対する党ポジションと党内で食い違っている」(スケール 5)

「自国のヨーロッパ化という現象を始めて発見」⁹² することとなったマーストリヒト条約の批准論争は、確かに、優れてフランスの主権について、もしくは主権とは何かについて展開されたものだった。フランス政治史において、ヨーロッパの政治が議会と市民によって公に討論されたのが 92 年以外になかったのであれば⁹³、主権主義政党が生まれるタイミングとしてこれ以上のものはなかったといえる。ホフマンは、92 年の批准論争は、これまでのフランスの主権主義の系譜からして、2 つの意味で特殊なものだったとする⁹⁴。ひとつは、50 年代初頭の EDC (欧州防衛共同体) 批准論争の時に共和国の体制に関わるものではなかったこと、次にそれがフランスの国際的地位や外交能力の保守ではなく、優れてアイデンティティの維持にまつわるものだったという点にある。そして批准論争を通じて明らかとなったのは、欧州共同体は、加盟国に対する多大な権限を有しているものの、グローバリゼーションには抵抗できず、ドイツ統一による域内力学の変化から、フランスの国益の道具ではもはやないということだった⁹⁵。

マーストリヒト条約は、金融政策、国防、地方選挙での域内市民の投票権といった、すぐれて国家主権に属する事項を共同体に委譲する内容をもつものだが⁹⁶、それは MDC のシュヴェンヌマンにとって、フランスに強制された「自由主義的な憲法」⁹⁷ であり、条約の核心は「国家の破棄」⁹⁸ 以

外の何物でもなかった。すなわちマーストリヒト条約は、1. 金融資本の優先、利子率の高止まり、公共部門の規制緩和、税制緩和という「ウルトラ自由主義」であり、2. フランス国民に対し十分な協議のない非民主主義のプロセスによって作成され、3. ドイツの国力強化につながるもの、4. 実体経済よりも資本市場を重視し、雇用を危機にさらすものであった。

憲法評議会 (Conseil Constitutionnel) は、政府からの付託に応じて 92 年 4 月にマーストリヒト条約条文に含まれる欧州域内市民による国内市町村議会での選挙権、出入国管理の共通化、そして経済通貨同盟に関して憲法修正が必要との判断を下す。上下両院は 92 年 5 月を境に憲法修正案に関する審議に突入することになる。

シュヴェンヌマンやド・ヴィリエとともに憲法修正に反対する急先鋒となった政治家は RPR のセガンだった。5 月 5 日の国民議会第一読会で、セガンは憲法改正反対案を提出し、これに RPR 議員約半数 (126 議員中 58 議員) とシュヴェンヌマンを含む 5 名の社会党議員、共産党議員、ド・ヴィリエを含む UDF の一部議員が賛成票を投じる。もっとも、社会党および RPR 指導部は条約批准の態度を決定しており、憲法修正案は 5 月 13 日に国民議会にて 398 対 77 票で可決される⁹⁹。

他方、元老院では RPR 議員団長のパスクワが憲法修正反対の音頭をとるものの、元老院の権限強化につながる文言を盛り込んだ後、192 対 117 票で可決される。改正案は 6 月 25 日に両院合同議会にて、592 対 73 票で最終的に承認された。

シュヴェンヌマンは採択後、反マーストリヒトのための全左翼政党を横断する「市民的左翼 (gauche citoyenne)」の結集を呼びかけ MDC 結党の第一回大会を開催すると表明し、7 月に社会党執行部 (bureau exécutif) からの辞職を発表した¹⁰⁰。

他方のド・ヴィリエは、セガンとともに 4 月から反マーストリヒト条約の路線を推進することで一致していたが、5 月に入り自ら反マーストリヒト運動である「価値のための闘い (Combat pour les valeurs)」を開始することを表明した¹⁰¹。

6 月 3 日にはミッテラン大統領がマーストリヒト条約の批准を国民投票にかけると表明する¹⁰²。デンマークでの条約批准が、国民投票によって否決されるという「デンマーク・ショック」の影響を払拭するのに加え、内部分裂の兆しをみせている野党 RPR の分裂および大統領権限の誇示、そしてポスト・ミッテランの座をめぐる揺れる党内紛争の沈静化を狙った決断だった¹⁰³。

投票日は閣議によって 9 月 20 日と決定され、各政党内勢力は数ヶ月にわたる賛成および反対キャンペーンを繰り広げることとなった。

翌月、パスクワはセガンとともに、「ノンのための連合 (Ressemblement pour le non au Referendum)」を立ち上げることを発表する¹⁰⁴。その提案は、閣僚理事会での全会一致制の復活、EC 政策に関する国内議会権限の強化、欧州委員会の権限の抑制、共同市場の規制の明確化などであった。しかし、これは国民投票に限ったキャンペーンであることが明確にされており、投票結果の如何によらず、解散されることが約束されていたものだった。投票日直前には、ド・ヴィリエとパスクワ、セガンによる両運動による合同大会が開かれ、社会党政権と RPR、UDF 執行部への批判が繰り返された¹⁰⁵。

こうして、社会党、UDF、RPR による条約批准の党方針に反旗が翻され、それぞれの内部から「ノンのカルテル」¹⁰⁶ が形成された。

既存政党による批准推進キャンペーンは足並みが揃わないままだった。RPR は党首シラクの態度が曖昧であったことから UDF との共同歩調が困難となり、社会党は UDF と親欧州主義のポジションを争うという使命が課せられた。また国民投票はミッテラン政権に対する信任という側面も存在したため、UDF 党首のジスカル＝デスタンは社会党の低支持率が結果にマイナスに響くことを懸念して、ミッテランおよび社会党に抑制を求めた¹⁰⁷。国論も激しく揺れ動き、世論調査では 6 月の実施決定から 9 月の投票にかけ、世論は 6 回にわたって賛成と反対の間で揺れ動いた¹⁰⁸。

9 月 20 日の国民投票では 51.01% 対 48.98% と、僅差で批准賛成が上回った¹⁰⁹。条約反対を支持政党別にみると、共産党支持者の 84%、FN 支持者の 93%、そして社会党支持者の 24% と RPR 支持者の 69% が反対票を投じている¹¹⁰。

シュヴェンヌマンは国民投票の結果を受け、「僅差での批准とそのあり方はフランス社会の大きな亀裂を白日の下にさらけ出した」と反マーストリヒトの運動を継続することを表明する¹¹¹。MDC の第一回決起集会 (Assise) は翌年 5 月に開催され、ここで約 1 万人の党員を抱えた左派主権主義政党が誕生する¹¹²。

他方、RPR では、党内分裂の收拾を図ることが第一であった。シラクは全国委員会 (conseil national) による信任案を模索するが、パスクワおよびセガンはこれに出席することを拒否し、シラク主導の RPR 体制に賛同する意志のないことを示した¹¹³。

結局、92 年にみられたのは、「中道主義の連邦主義的コアにゴーストが接近し、社会党の一部が左派と共産主義と距離を取って中道に位置する」¹¹⁴ という現象であった。アップルトンは、条約批准時と 93 年 3 月の国民議会選挙における支持政党のデータを比較、92 年には有権者の 46% が支持政党の欧州統合に対するポジションと異なる投票行動を採り、これが支持政党の投票減となって 93 年の投票時に再現されたとする¹¹⁵。これは「フランスの政党システムのコアが脆弱であること」だけでなく、「欧州統合が政党システムに与える影響とは、政治指導者と有権者を遠ざけること」¹¹⁶ だと結論付けている。支持政党の既定路線としての欧州統合に対する離反は、政権党 (partis du gouvernement) のエリート (ミッテラン、シラク、ジスカル＝デスタン) に対する抗議表明でもあった¹¹⁷。それぞれの政党ファミリー内で指導力を争うド・ヴィリエ / パスクワ、シュヴェンヌマンによる主権主義という競合空間は、1992 年というタイミングを抜きにしてはあり得なかった¹¹⁸。

上述のように、94 年の EP 選挙で、ド・ヴィリエのリストに投票したのは RPR—UDF 支持者の約 2 割であったが、92 年の条約批准で「ノン」を投票した有権者別にみると、RPR 支持者の 45%、UDF 支持者の 50% がド・ヴィリエのリストに投票し、シュヴェンヌマンのリストは、社会党支持者の条約反対派の 15% を獲得している¹¹⁹。「EU の政策権限増加は、意志決定構造と制度の強化をもたらし、それらがさらに政党間・政党内競合に火をつけ」¹²⁰ という構図がみられたのが 92 年だった。

主権主義政党は環境政党と異なり、政治家個人のリーダーシップによって政権党からの分党という形で政党システムに参入していった。これは、社会運動を基盤とした社会的クリーヴィッジというより、「政治的アントレプレナー」としての政治家による上からのクリーヴィッジ形成であると暫定的に結論付けることができよう¹²¹。セルニーは、フランス政治における社会的クリーヴィッジと集合パタンは特定の形をとらずに生成する一方で、大きな政治変動期には、政治エリートの行動

による集合行為がこれよりも優位に働くとしたが、ヨーロッパをめぐるイシューはこれと合致するものであるといえる¹²²。

V. 主権主義のイデオロギー——「政治の再生」なのか——

これまでの欧州統合過程は、モネやドロールに代表される統合の加速化を試みる連邦制ヴィジョンと、ゴーズムに代表される、飽くまでも国民国家の枠組みを確保しようとする国家連合 (union of the state / confederation) ヴィジョンとの間の相互作用であったといえる¹²³。主権主義者のヨーロッパ・イメージは、この国家連合としての欧州に統合過程を留めようというものである。従って、主権主義政党は、ヨーロッパという概念そのものを拒否するものではなく、むしろ欧州統合の連邦制的なモメンタムやその民主的正統性の脆弱さを指摘し、これに対するオルターナティブを提示するものである。

それゆえ、我々は主権主義政党の国家に対するイデオロギー、つまりなぜ国民国家を統合の基盤とし続けなければならないかの根拠を探る必要がある。イデオロギーとは「紛争とコンセンサス、結合力を説明する上で重要な変数であり、大衆の動員と操作のためには決定的な変数」¹²⁴ なのである。以下では、シュヴェンヌマンとフィッシャー (Joschka Fischer) による対論を導入点とし、主権主義と連邦主義イデオロギーの相違点を抽出し、その主張内容を明確なものとする。

仮に、連邦主義とは「欧州連合が、外交官ではなく欧州の人民によって運営され、直接選挙によって構成される議会が用意した憲法を、国民投票によって批准すること」¹²⁵ とするならば、独フィッシャー外相のフンボルト大学での演説、「国家同盟から連邦へ——欧州統合の最終形態についての考察 (Vom Staatenverbund zur Föderation — Gedanken über die Finalität der europäischen Integration)」は、これを再び統合の課題として提示したものである¹²⁶。2000年5月にフィッシャー外相は、EUの「コア・グループ」による緊密協力を梃子として、最終的には欧州憲法を制定し、欧州市民の代表と加盟国議会代表による二院制の導入と大統領の直接選挙などによる政治統合を「自らの欧州のヴィジョン」であると示した。

その後のシュヴェンヌマンとフィッシャー外相による対論は¹²⁷、連邦主義と主権主義との対比を明確に映し出している。この討論で、フィッシャーは欧州統合の方向性として連邦制を主張し、選択肢は「中央集権的ヨーロッパか、連邦的ヨーロッパか、まったくヨーロッパがないか」の間にしかないとする。他方で、シュヴェンヌマンは、ヨーロッパは国民国家による連合 (associations) でしかなく、ドイツによる統合のイニシアティブはドイツの覇権拡大が背景にあると反論する。

フィッシャーは、シュヴェンヌマンを「主権主義者」、自らを「確信的な統合派 (un intégrationniste convaincu)」とした後、シュヴェンヌマンのドイツに対する恐怖心は、「アウシュヴィッツと道徳的・歴史的責任の緊張関係はアイデンティティの一部」となったことで、非合理的な主張であると退ける。これに対してシュヴェンヌマンは、ドイツの「国民国家を悪魔化 (diaboliser) しようとする誘惑」と欧州統合というプロジェクトが一致しているところに問題があるとする。

シュヴェンヌマンはハーバーマスの「憲法的愛国心」とフィッシャー演説の共通点を「国家の希薄な概念、歴史から分離した純粋に市民的なこと」に見出し、その非歴史的性格を強調する。シュ

ヴェヌマンにとっては「民主的討論と利益代表にとって、国家という枠組みは不可欠」なものである。

このように、連邦主義的な欧州統合に反対し、国家主権が持つ正統性を固持しようとするのが主権主義のイデオロギーの核心であるといっていよう。そうした主権主義者が持つ具体的な欧州像はド・ヴィリエが EP 内に形成した会派「国家によるヨーロッパ・グループ」が掲げた「国家の権利憲章 (Charte des droits des Nations)」に見て取ることができる。同憲章は、市民性の概念は国家の枠組みに依存することを諷し、EU 条約の前文に、EU は主権国家連合 (association d'Etats souverains) であることを明記し、条約より国家憲法が上位概念として規定され、加盟国議会の EU 政策への直接的関与を求めている¹²⁸。

フィッシャーがシュヴェンマンとの討論の中で喝破したように、「フランス流の近代的アイデンティティの特性は、国民 (nation) と国家 (Etat) との関係性」にある。そこでは、人民主権 (souveraineté populaire) と国家主権 (souveraineté nationale) は不可分なものとして捉えられている。国民利益の代表は国家以外に存在せず、これが政治的徳 (political virtue) をも独占するのがフランスの国家主義 (Etatism) の核心である¹²⁹。主権主義者がしばしば言及する「人および市民の権利宣言」(1789年)は、「すべての主権の本源は本質的に Nation に存する。いかなる団体、個人もそこから明示的に発しない権限を行使することができない」と規定する¹³⁰。こうした Nation と Etat の同質性を前提とする共和主義に基づく意識¹³¹にとって、連邦主義はこれを瓦解するプロジェクトとして写る。パスクワが主張するように、「フランスの共和国とは、ナシオンと民主主義を意味するがゆえ、EU と共和国は矛盾する」¹³² のである。

主権主義者は、欧州という概念そのものに反対するわけではない。むしろ「資本と労働との間で適切な関係を作り上げてきた従来の国民国家という枠組み」に対して「自由主義的なグローバリゼーションのたすきをとる」欧州統合のあり方に反対している(シュヴェンマン)¹³³。それは、「集団的意志を媒介する民主主義による自由が実現される」には「国家という現実 (le fait national)」が不可欠なためである(ド・ヴィリエ)¹³⁴。国家と異なり「公的な討論を可能とする空間」が欧州で存在しない限り、民主的な EU というのは存在しえない。トッドがいみじくも指摘するように、「フランスにこそ、紛争の再燃の彼方に—中略—人民・国民・国家の概念が戻るのが最も容易にみられる」¹³⁵。

主権主義者による、国家と民主主義の同一視は、EU の民主的正統性の欠落(いわゆる「民主主義の赤字」)を指摘するものである。主権主義者にとっては、これを解決ないしは悪化させないためにこそ、国家主権は固持されなければならない。しかし、連邦主義者においては、むしろ国民国家の上位レベルにある EU へと権限を集中/強化し、市民の直接的参加を促すことで、赤字は解消されるものである。

シャルプフは、EU の民主的正統性を、政策の有効性(アウトプットによる民主主義)の問題に還元することで、このアポリアを回避しようとする¹³⁶。つまり、一国単位では実行不可能な政策が EU によって達成される限り、民主的な正統性が確保されるという論理である。しかしながら、「国民国家による連合」か「連邦制」かは、政策的次元ではなく——シャルプフ自身の言葉を借りれば——優れて「イデオロギー的もしくは規範的」な問題であるために、紛争の対象となることをも

理解しなければならない¹³⁷。

主権主義を理論化したジョリーは、政治のオルターナティブを提供する政治空間の確保と、その基盤となる共同体に対する拘束要因としてのヨーロッパの否定者であることを主権主義者の定義として挙げている¹³⁸。そしてその目的は、「政治的空間の再生」にあるとする。

そこで EU は、何よりもまず「民主主義を考慮せずに効率性のみを追及する組織形態」である機能主義 (fonctionnalisme) 的権力機構と規定される¹³⁹。EU には、国民国家の経済領域を主とした行政機能・権限が譲渡されているものの、それは国民国家の形成過程と同列に論じられるものではない。EU は、国民国家が特徴とする、政治共同体内部の調停 (concorde) および外部に対する宣戦布告という「公共性の特定化 (spécification du public)」を未だ保持しておらず、またそれは可能でもない¹⁴⁰。その一方で、EU は欧州委員会とインフォーマルな利益団体との交渉(「法的政府的次元」と、市場の機能を最大限に利用する(「イデオロギー的経済的次元」)ことによって、国家民主主義を迂回 (contourner) し続けているとする。つまり、EU とは根本的に「非—政治的」かつ「非—紛争的」なシステムとして規定される。「EC/EU が公権力を持たぬ機能主義的な組織によるシステムであるということは、政治生活や民主主義、人間性の基準となる共同体が構成される権威体を持つことのできない非政治的なシステムである」ことを意味するのである¹⁴¹。このシステムの前では、国家は政治的な左右に抛らず、まさに非政治的であるがゆえに、その政策に影響を及ぼすことができない¹⁴²。

こうした中、国民国家の政治は「非政治的な上位システムに統合されているために形式的なものの」¹⁴³ とならざるを得ない。そして、こうした状況を打開するのが主権主義者の目標であるとする。「(主権主義は一筆者註)政治の名において民主主義のために闘う。そして非政治的なシステムに対しては政治的にしか闘うことができない。そして、政治は今のところ国民国家という民主主義の実践地でしか展開されない」¹⁴⁴ のである。

さらにジョリーは、主権主義はクリーヴィッジを超克しようとするものではなく、むしろ右—左、教権—反教権、王権主義—共和主義、革命—反革命といったフランスの多元的な歴史と構造を再生産するものであるとする。少なくとも、主権主義という競合空間においては、MDC と RPF は、提携しないことによって「純粋な形で」政治的左右を明確に主張することが可能となっている¹⁴⁵。それは、「主権主義の空間 (champ) は政治的空間の縮小版であり—中略—それは国家をめぐって対立する政治的エージェントによる空間でなければならない」¹⁴⁶ ためである。

国家主権への敵意と社会経済の行政という経済主義 (Economism) を「ヨーロッパ・イデオロギー (European Ideology)」と定義するラウランドは、欧州統合での「自由主義と社会主義との間の奇妙な連携」を指摘する¹⁴⁷。例えば、欧州委員会の社会主義者ドロール (J. Delors) と保守主義者ブリタン (L. Brittan) による単一通貨の導入のコンセンサスは、政治を捨棄した計画主義的先導主義 (plannificatory dirigisme) と技術的自由主義 (technocratic liberalism) が持つ共通性のゆえほかならない。

こうした問題意識を敷衍するならば、主権主義政党は、反欧州という主義主張だけに還元されるものでなく、基本的に多元主義・エリート主義主導によって進められる欧州統合に対して、政党の古典的な代表的機能を回復しようとする試みでもある¹⁴⁸。

政党による自由な競争こそが「人民の意志という古典的概念を回復する」のであれば¹⁴⁹、この限りにおいて主権主義政党は、システム内およびイデオロギーの側面双方で、「闘争的多元主義」(C. ムフ)¹⁵⁰を導入する試みであると暫定的に評価することができよう。

おわりに

以上のように、主権主義政党は欧州統合をイシューとして新しいクリーヴィッジを形成し、政党間競争のあり方に影響を与えていることが確認されたが、少なくとも1992年以降から現在まで、特有の競合空間を見出しつつも、左—右のクリーヴィッジを完全に再編するものではないことが明らかになった。シュヴェンヌマン=MDC、パスクワ=RPFは、結党当初から左右へとウイングを広げることを目的としたが、成功には至っていない。欧州統合を政策対立軸として押し出すのが主権主義政党だが、それが——EUの政策形成構造ゆえ——政権政党によって採用されることがないためである。欧州議会選挙では、確かに既存政党を上回るパフォーマンスを発揮するものの、国政選挙において主権主義政党はまた、リーダーシップ争いと制度的要因によって政党間連合を形成しえず、政治的機会を活かし切れずにいる。

さらに、フランスにとって、EUの所得再分配機能は小さいままに留まり、市民にとっての統合による利益の可視性が低い一方で、欧州統合過程の負の側面と認識される要素(貧富差の拡大、市場競争の激化、移民の増加、文化的摩擦の増大)は、そのまま極右政党への投票へと論理的に結びつく。仮に極右政党が「右でも左でもなく、フランス人を」というテーマの基に集約されるならば¹⁵¹、これが主権主義—反主権主義のクリーヴィッジと部分的に重なり合うためである。主権主義政党が活性する余地は狭まっているといえる。

主権主義政党が政党システムの中で新たなブロックを形成し、左右を横断した形でのクリーヴィッジが創生するかどうかは、これらの要因と合わせ、欧州統合の今後の展開と、EU内でのフランスの地位に大きく依存することになるだろう。他方でEUは、構成機構間の権力の分立や文化的アイデンティティを不明確なままとして「大衆政治(politique de masses)」の段階へと突入しつつある¹⁵²。しかし、「政党なき政治システムは、長い眼でみれば、政治化された社会に対処できない」¹⁵³のであれば、欧州をイシューとする主権主義政党が、少なくとも民主主義政治の中で果たしている役割は小さくないとすべきである。

注

1 *Le Monde* 紙上でフランス政治における「主権主義」のレッテルが現れるのは1999年からである。なお、本稿では全般的な政治状況について *Le Monde* 紙のほか、*L'Année Politique, Economique et Sociale* (Paris: Edition du Grand Siecle) 各年版を参照した。カナダの主権主義については、さしあたり Jacques, P., *Pour un Québec Souverain*, Paris: Le Jour, 1999 を参照。

2 Duhamel, A. et G. Grunberg, "Système de Partis et V^{es} République," in *Commentaire*, no. 95, Automne 2001, pp. 536–538. ここで用いられている「クリーヴィッジ」とは、社会的亀裂が政治に翻訳されるとするロッキン的な意味でのクリーヴィッジとはニュアンスを異にし、フランスの政治学において通常用

いられるように、むしろ恒常的な政治的争点に近いものといえよう。フランス政治におけるクリーヴィッジとは、「意見 (opinion) 勢力を隔てる、もしくは提示される争点に対して有権者層が分化される可能性のある分断ライン」である。 *Dictionnaire de Politique*, Paris: Larousse, 1979. もっとも、これらが社会的クリーヴィッジへと深化する可能性も指摘されている。Hanley, D., *Party, Society, Government. Republican Democracy in France*, p 9. fn. 6. および S. Bartolini, “Institutional democratisation and political structuring in the EU. Lessons from the nation-state development”, Tokyo University, Conference Paper, 2001.

3 2002年大統領選挙後、シュヴェンヌマンはMDCをPôle Républicain (共和制の極)へと発展的に解消した。なお、「主権主義」という名称はバスクワが最初に用いたものであり、シュヴェンヌマンは「主権主義」のレッテルを拒否している。本稿では一般的な規定としてシュヴェンヌマンを主権主義者、MDCを主権主義政党として扱う。

4 Kitschelt, H. P., “Left-Libertarian Parties: Explaining Innovation in Competitive Party Systems,” in *World Politics*, Vol. 40, no. 2, 1988; Do., *The Transformation of European Social Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, Ch. 1.

5 政党システムとは「政党間競争から生まれる相互作用のシステム」であり、その機能とは「政党相互の関連性や、各政党がどの程度他の政党の関数であるのか、他の政党にどのように対応するか」というものである。G. サルトーリ、岡沢憲英・川野秀之訳『新装版 現代政党学——政党システム論の分析枠組み』(早稲田大学出版部、1992年)、76頁。

6 Guyomarch, A., “The European Dynamics of Evolving Party Competition in France,” in *Parliamentary Affairs*, 48-1 (1995), pp. 101-102.

7 Duhamel, A. and G. Grunberg, *op.cit.*, p. 536.

8 Daalder, H., “The Consociational Democracy,” in *World Politics*, vol. 26, 1974, p. 615.

9 Cocks, P., “Toward a Marxist theory of European Integration,” in *International Organization*, vol. 34, no. 1 (1980), p. 1.

10 K. マンハイム、樺俊雄訳『政治学は学として可能であるか』(創元新書、1952年)、11頁。

11 Neunreither, K., “Governance without opposition: The Case of the European Union,” in *Government and Opposition*, Vol. 33, no. 4, (1998), p 441.

12 Nugent, N., *The Government and Politics of the European Union*, London: Macmillan, pp. 59-62.

13 Ladrech, R., “Political Parties and Legitimacy in The EU,” in T. Banchoff and M. P. Smith (ed.), *Legitimacy and the European Union. The Contested Policy*, London: Routledge, 1999, p. 94.

14 *Ibid.*

15 「統合に関する言説の多くは政党に言及せず、政党に関する言説の多くは統合に言及していない」。Gaffney, J., (ed), *Political Parties and the European Union*, London: Routledge, 1996, p. 1. しかし同書は、むしろEUの政策形成に政党がどう関与するかに力点が置かれている。

16 EUのいわゆるマルチレヴェル・ガヴァナンスについては差し当たり Marks, G., et al. “European from the 80’s: State -centric v. Multi-Level Governance,” in *Journal of Common Market Studies*, vol. 34, no. 31 (1996).

17 Marks, G., and C. Wilson, “National Parties and the Contestation of Europe,” in *Legitimacy and the European Union, op.cit.*, p. 113. 同論文は欧州統合に対する政党配置の変化を取り扱うという意味では本稿と問題関心を共有するものであるが、国内政治ではなく政治ファミリー (political families) ごとに整理しているという点で視点を異にする。

18 Shattshneider, E. E., *Party Government*, New York: Holt, Rinehart, and Winston, 1942, p. 1.

19 Lipset, S. M., “The Indispensability of Political Parties,” in *Journal of Democracy*, vol. 11, no. 1., p. 48.

20 Lane, J. E. and S. Ersson, *Politics in Western Europe, 4th Edition* London: Sage 1999, p. 76.

- 21 Mair, P., "Political Parties, Popular Legitimacy and Public Privilege," in J. Hayward (ed.), *Crisis of Representation in Europe*, London: Frank Cass, 1995, pp. 47–48.
- 22 Mair, P., "The Limited Impact of Europe on National Party Systems," in *West European Politics*, vol. 23, no. 4, pp. 48–49. 同論文は、欧州統合という 이슈が必ずしも加盟国政党システムに影響を与えるものではないとする。しかし、自身が認めるように分析手法にいくつかの制約が課されていることに留意したい。
- 23 Mair, P., "Political Parties, Popular Legitimacy and Public Privilege," *op.cit.*, pp. 47–48. なお、各々のアクターが EU で果たす機能の見取り図として、Hix, S. *The Political System of the European Union*, New York: Palgrave, 1999 を参照。
- 24 Neunreither, K., *op.cit.*, p. 421ff.
- 25 Mair, P., *op.cit.*, p. 46.
- 26 Bartolini, S., "La Structure des clivages nationaux et la question de l'intégration dans l'Union Européenne," in *Politique Européenne*, no. 4 (2001), pp. 29–30.
- 27 Hix, S., "Dimensions and Alignments in European Union Politics: cognitive constraints and partisan responses," in *European Journal of Political Research*, vol. 35 (1999).
- 28 *Ibid.*, pp. 79–80. ヒックスは同時に、より多くの社会層が統合の極に集中しているために、主要政党は必然的に親統合へと傾くとしている。
- 29 ヒックスによる用語。Hix, S., "The Study of the European Union II. The new governance agenda and its rival," in *Journal of European Public Policy*, vol. 5 (1998), p. 38.
- 30 R. ダーレンドルフ、加藤秀治郎編・監訳『政治・社会論集 重要論文選』(晃洋書房、1998年)、21–25頁。
- 31 Grunberg, G., "Les Français et l'Europe," in *Revue politique et parlementaire*, 970 (1994), pp. 20–21.
- 32 *Ibid.* p. 20.
- 33 「統合のプロセスなくしては、西欧国家は市民からの従来の忠誠と支持を調達できなかった。欧州共同体は、西欧国家の戦後復興の欠かせない支柱だったのである。それなくしては、正統性の源泉である以前通りの安全と繁栄を確保できなかったからである」Milward, A. S., *The European Rescue of the Nation-State*, London: Routledge, 1992, p. 3.
- 34 なお統合が国民国家による政策の正統性の脅威になっているとする議論として、Sharpf, F. W., *Gouverner L'Europe*, Presses de Sciences Po, 2000, esp.ch1.
- 35 Johnson, D., "The Two France: The Historical Debate," in *West European Politics*, vol. 1, no. 3 (1978).
- 36 Wilson, F. L. "When Parties Refuse to fail: The Case of France," in K. Lawson and P. H. Merkl (ed.), *When Parties Fail. Emerging Alternative Organization*, Princeton: Princeton University Press, 1988, pp. 521–522.
- 37 Perrineau, P., "Les Clivages politiques: le vieux et le neuf," in *Sciences Po Magazine*, no. 7 (2001), pp. 4–5. 同様の分析は、R. Cayrol, "La droite, la gauche et les références idéologiques des Français," in *SOFRES, L'Etat de l'opinion 1992*, Paris: Editions du Seuil でも確認される。
- 38 Lazar, M., et A. Bergounioux, *La social-démocratie dans l'Union Européenne*, Paris: Fondation Jean-Jaurès, 1997, p. 23.
- 39 Perrineau, P., *op.cit.*, p. 5.
- 40 Featherstone, K., *Socialist Parties and European Integration. A Comparative History*, Manchester: Manchester University Press, 1988, p. 307.
- 41 G. サルトーリ、前掲書、552頁。
- 42 Le Gall, G., "Européennes 1994: implosion de la Gauche et drotisation de la gauche," in *Revue politique et parlementaire*, no. 971 (1994), p. 11.

43 Fourquet, J, “De la percée des européennes de 1999 aux cantonales et municipales de 2001: éléments d’analyse sur le courant souverainiste de droite a la veille de la présidentielle “in *Notes et études du CEVIPOF VI*, Juin 2001.

44 Mudde, C., “The Paradox of the Anti-Party Party: Insight from the Extreme Right,” in *Party Politics*, vol. 2 (1996) 参照.

45 Shain, A. “Politics in France,” in Alomond G. A, Dalton R. J , Bingham Powell Jr. G. (ed.), *European Politics Today*. New York: Longman, 1998, p. 190.

46 Abrial, S., “Entre libéralisme et centrisme,” in Bréchon, P., (sous la direction de), *Les Partis Politiques Français*, Paris: La Documentation Française, 2001, pp. 76–78. EDC (欧州防衛共同体)を提案し、ド・ゴールの空席政策を批判して政権を離脱したのも UDF の前身 MRP であった。MRP の歴史については、Rocher, B., et V. Roland, *Le Centre des Démocrates Sociaux*, Paris: Montcherstien, 1994 を参照。

47 政党によるいわゆる「争点管理」である。同概念に関して、中山洋平『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」1944–1952年』東京大学出版会、2002年、65–66頁。

48 R. レモン、田中正人・塚本俊之訳『フランス 政治の変容』(ユニテ、1995年)80頁。レモンもまた、欧州統合を左右政党の差異を霧消する「コンセンサス」であると断じている。同書32頁。

49 Shields, J, “The French Gaullists,” in J. Gaffney (ed), *op.cit.*, pp. 91–92.

50 Cited in Saint-Ouen, F., *Les partis politiques et l’Europe: une approche comparative*, Paris: Presse Universitaire de France, 1990, p. 107.

51 Guyomarch, A., H. Machin and E. Ritchie, *France in the European Union*, London: Macmillan Press, 1998, p. 84.

52 Hayward, J., “In Search of an Evanescent European Identity,” in Guyomarch, A. et.al., *Developments in French Politics 2*, Hampshire: Palgrave, 2001, pp. 282–283.

53 Jallon, A., “Les Gaulistes et l’Europe,” in G. Soulieretal., *Sur l’Europe a l’aube des années 80*, Paris: Presse Universitaire de France, 1980, p. 189.

54 ゴーリズムの変遷については Fysh, P., Gaullism Today, in *Parliamentary Affairs*, vol. 46, no. 3 (1993) 参照。

55 フランスが EU の 2000 年後期議長国として、拡大に向けた機構改革を始めとして新たな方向性を示すことができなかつたのはその大きな象徴といえる。ニース条約の総括として、差し当たり Madaule, S., “Les Dessous de Nice,” in *Le Débat*, no. 114 (2001).

56 Prosche, G., “L’Identité Européenne du Parti Socialiste Français,” in *Revue du marché Commun et de l’ Union Européenne*, no. 343 (1991).

57 Ibid. p. 52.

58 緑の党欧州議会議員 Cohn-Bendit による発言。Cited in *Le Monde*, 13 février 2002.

59 Kitchelt, H., “European Party Systems: Continuity and Change,” in M. Rhodes, P. Heywood and V. Wright (eds), *Developments in West European Politics*, London: Macmillan Press, 1997, p. 136.

60 *Le Monde*, 27 Novembre 2001. この戦略はシュヴェンヌマンのアドヴァイザーをつとめる歴史作家 Max Gallo の提案によるものとされる。なお、MDC の広報 (Propaganda) 担当は著名な歴史家 Claude Nicolet である。ここでいうプジャード派とは正式には、商工業者・手芸者防衛同盟 (Union de défense des commerçants et artisans)、第四共和制以来存在する極右運動である。

61 Chevènement, J-P., Discours de Vincennes, 9 septembre 2001.

62 *Le Monde*, 6 Février 2002. W. Abitbol, PM. Couteaux, F. Kuntz の 3 議員。Abitbol 議員はパスクワの政治顧問であった。

63 「欧州地域語少数語憲章」とこれに対するフランスでの国内論争については、三浦・糟谷編『言語帝国主義とは何か』、藤原書店、2000年を参照。

64 コルシカ自治権付与を目的とする、いわゆる Processus de Matignon については、“Corse: une région

autonome dans la République,” in *Pouvoir Locaux*, Paris: La Documentation Française, 2000.

65 *Le Monde*, 6 Février 2002.

66 Duverger, M., *Le Système politique français*, Paris: Presses Universitaires de France, 1985, pp. 506–509. 2 回投票制はさらに「思想的な政党に不利であり、プラグマティックな政党に報いるものである」とサルトーリは指摘する。G. サルトーリ、岡沢憲夫監訳・工藤裕子訳『比較政治学——構造・動機・結果』早稲田大学出版部、2000年、73頁。

67 Bartolini, S., “Institutional Constraints and Party Competition in the French Party System” in S. Bartolini and P. Mair (eds.), *Party Politics in Western Europe*, London: Frank Cass, 1984, pp. 109–110.

68 *Le Monde*, 13 Février 2002.

69 Schmitter, P., C., *How to Democratize the European Union*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 2000, pp. 69–70.

70 所属政党は連合体である UDF を構成する Parti Républicain である。

71 Le Gall, G., *op.cit.*, p. 10.

72 同選挙で、主権主義政党のほか、極左 LCR、極右 FN など明確に反欧州統合を訴えた諸政党の得票率は 39% に達したことも明記する必要があるだろう。なお、フランスの EP 選制度は全国区比例代表制である。

73 Rémond, R., “Préface” in *L’Année Politique. Economique et Sociale*, *op.cit.*, p. 17.

74 Pasqua, C., “L’illusion d’Amsterdam,” in *Revue Politiques et Parlementaires*, no. 999 (1999), p. 57.

75 *Le Monde*, 13 Avril 1999.

76 Fourquet, J., *op.cit.* 1995 年の大統領選に出馬したド・ヴィリエは 5% 弱の得票率に留まった。

77 RPF は、1947 年にド・ゴールによる政党 RPF (Rassemblement du Peuple Français) を連想させる政党名である。バスクワはド・ゴール RPF の結党当時の党員でもあった。

78 Pomian, K., “Europe a l’épreuve,” in *Le Débat*, no. 111 (2000), p. 77.

79 *Le Monde*, 5 Août 2000.

80 *Le Monde*, 13 Avril 1999.

81 Cited in *L’Année Politique. Economique et Sociale 1999*, *op.cit.*, p. 95.

82 C.E.R.E.S については、D., Hanley, *Keeping Left? Ceres and the French Socialist Party. A Contribution to the study of fractionalism in political Parties*, Manchester: Manchester University Press, 1986 が詳しい。

83 シュヴェンヌマンと C.E.R.E.S の歴史およびイデオロギーについては、吉田徹「欧州統合とフランス政党システム——J. P. シュヴェンヌマンを中心に——」(東京大学総合文化研究科修士論文、2002 年 3 月、未公開)を参照。

84 Bizot, J-F, en collaboration avec L. Mercadet et P. Van Eersel, *Au Parti des Socialistes: Plongée libre dans les courants d’un grand parti*, Paris: Bernard Grasset, 1975, p. 193.

85 Le Gall, G., *op.cit.*, pp. 4–5.

86 この判断をめぐって、MDC の初代委員長のガロが脱退し、バスクワ・リストへの投票を呼びかけた。岩本勲「1999 年欧州議会選挙とフランス諸政党の再編成」『大阪産業大学論集社会科学編』114 号(2000 年)、12 頁。

87 周知のようにマーストリヒト条約の正式名称は欧州連合条約 (Treaty on European Union) であるが、本稿では俗称を用いる。

88 Portelli, H., “Le Référendum sur l’Union Européenne,” in *Regards sur l’Actualité*, Sept-Oct., 1992, p. 3.

89 Taggart, P., “A touchstone of dissent: Euroscepticism in contemporary Western Europe,” in *European Journal of Political Research*, vol. 33 (1998). なお、タガートは、ド・ヴィリエとシュヴェンヌマ

ンを「シングル・イシュー的な懐疑政党」に、共産党と FN、緑の党を「抗議的立場をとる政党の中での懐疑的政党」に分類している。

90 Ray, L., “Measuring party orientations towards European integration: Results from an expert survey,” in *European Journal of Political Research*, vol.36 (1999). レイの調査は ECPR (European Consortium for Political Research) の政治学者ハンドブックに記載された研究者を対象として欧州 17 カ国について行ったものである。本稿では、同調査を 88 年以降のフランスに限って引用し、また対象政党以外を削除した。

91 これについては、パリ政治学院国際研究調査センター (CERI) のルケンヌ (C. Lequesne) 副所長との会話に負っている。

92 Lequesne, C., “France,” in Rometch Dietrich, and Wolfgang Wessels, *The European Union and member states*, Manchester UP, 1996, p. 185.

93 Quermonne, J. L., “Trois Lectures du Traité de Maastricht,” in *Revue Française de Science Politique*, vol. 42, no. 5 (1992), p. 817.

94 Hoffman, S., “Thoughts on Sovereignty and French Politics,” in Flynn, G. (ed), *Remaking the Hexagon. The New France in the New Europe*, Boulder: Westview Press, 1995, pp. 252–253.

95 *Ibid.* p. 255.

96 Masclet, J. C., “Des Communautés européennes à L’Union Européenne,” in *Les Notices: L’Union Européenne*, Paris: La Documentation Française, 1999, pp. 10–11.

97 Chevènement, J. P., *Le Bêtisier de Maastricht*, Paris: arléa, 1997, p. 10.

98 *Ibid.* p. 16.

99 反対票数の内訳は次の通りである。共産党議員 33 票、社会党議員 5 票、RPR 議員 31 票、UDF 8 票。なお RPR 議員団 88 人は無投票だった。Portelli, *op.cit.*, p. 6. なお、憲法修正案は 1. 共和国の言語はフランス語であること、2. 憲法評議会の付託権限の変更、3. 欧州共同体への権限委譲の明文化、4. 議会による欧州政策の意志決定過程関与を総体として含むものだった。Blumann, C., “La Ratification par la France du Traité de Maastricht,” in *Revue du marché Commun et de l’ Union Européenne*, no. 349 (1994), pp. 396–397.

100 *Le Monde*, 16 Juillet 1992.

101 *Le Monde*, 20 Mai 1992.

102 実際には国民投票にかける方法は 2 つ存在した。憲法第 14 章 89 条 2 項に従い、両議院による憲法修正案の表決後に国民投票に付託する方式か、もしくは同章 89 条 3 項に従い共和国大統領が両院合同会へ付託し、その後憲法第 2 章 11 条に基づき国民投票を行う方式である。前者は、マーストリヒト条約による憲法改正案を承認するか否かに関する国民投票であるのに対し、後者は法案そのものに対する意志表明を行うこととなる。Portelli, *op.cit.*, pp. 5–6.

103 なお、条約の投票結果をミッテラン政権に対する信任と解釈するのは、その後の世論調査結果からみて不正確な解釈である。有権者の 18% のみが大統領の政治姿勢への反対票として「ノン」を投じた。Appleton, A. A., “The Maastricht Referendum and the Party System,” in J.T.S., Keeler, and M. A. Shain (ed), *Chirac’s Challenge. Liberalization, Europeanization, and Malaise in France*, New York: St Martin Press, 1996, p. 311.

103 *Ibid.* pp. 319–320.

104 *Le Monde*, 10 Juillet 1992.

105 *Le Monde*, 15 Septembre 1992.

106 Portelli, *op.cit.*, p. 8.

107 *Ibid.*

108 *Ibid.* p. 9 掲載の「国民投票予定の変化」の図表による。

109 条約批准反対票を支持政党別にみると、10% が緑の党、20% が社会党・共産党、45% が RPR・UDF、25% が共産党であった。Pomian, K., *op.cit.*, p. 76.

- 110 *SOFRES, L'Etat de l'opinion 1993*, Paris: Edition du Seuil, 1993.
- 111 *Le Monde*, 22 Septembre 1992.
- 112 MDC の設立大会は 93 年 12 月 3 日に開かれ、シュヴェンヌマンはここで正式に党首として就任する。パリ政治学院のロゼス (S. Rozès) は、世論調査の結果として当時シュヴェンヌマンを大統領として支持するものが 19%、そして MDC 支持者の 31% が共産党および環境政党、25% が社会党を同時に支持していると報告している。*Citoyens Actualité*, no. 70.
- 113 *Le Monde*, 24 Septembre 1992.
- 114 Pomian, K., *op.cit.*, p. 75.
- 115 Appleton, A. A., *op.cit.*, pp. 316–318.
- 116 *Ibid.* pp. 319–320.
- 117 主権主義政党も含め、既成政党 (Established Parties) に対する異議申し立てを簡潔にまとめたものとして、A. A. Appleton, “Parties Under Pressure: Challenges to ‘Established’ French Parties,” in *West European Politics*, vol. 18, no. 1 (1995).
- 118 もっとも、「自国の EU 加盟を『悪いこと (Bad Thing)』であるとするか」というユーロ・バロメーターによる世論調査(95 年)では、フランスは 12% と加盟国 15 か国中、8 位と決して高い比率ではなく、平均 14% よりも低い数値となっている (*Eurobarometres*, no. 43)。従って、フランス国民が統合に消極的であると判断するのは早計である。なお、同調査で肯定的回答の上位国はスウェーデン、英国、スペイン、デンマーク、オーストリアと続く。
- 119 *SOFRES, L'Etat de l'Opinion 1994*, Paris: SOFRES.
- 120 Guyomarch, A., H. Machin and E. Ritchie, *op.cit.*, p. 102.
- 121 政治的エリートによる政治紛争における役割や社会へのクレーヴィッジの挿入という視点については、Zuckerman, A., “Political Cleavage: a Conceptual and Theoretical Analysis,” in *British Journal of Political Science*, vol. 5 (1975), p. 245ff. 参照。
- 122 Cerny, P. G., “Cleavage, Aggregation, and Change in French Politics,” in *British Journal of Political Science*, vol. 2, no. 4 (1972), p. 455.
- 123 Wallace, W., “Government without Statehood,” in Wallace, H and W. Wallace (ed.) *Policy-making in the European Union*, Oxford: Oxford University Press, 1996, p. 440.
- 124 Sarttori, G., “Politics, Ideology, and Belief System,” in *The American Political Science Review*, vol. 63, no. 2 (1969), p. 408.
- 125 Spinelli, A., “The Growth of the European Movement since the Second World War,” in M. Hodges (ed), *European Integration*, Harmondsworth: Penguin 1972, p. 68, cited in B. Rosamond, *Theories of European Integration*, New York: St Martin Press, 2000, p 23.
- 126 フィッシャー演説についての詳細な検証は、C. Joerges et.al (eds), *What Kind of Constitution for What Kind of Polity: Responses to Joshka Fischer*, Florence: European University Institute & Cambridge, 2000 参照。
- 127 *Le Monde*, 21 Juin 2000.
- 128 De Villiers, P. et G. Berthu, *Europe Autrement*, Paris: Francois = Xavier de Guibert, 1999, Annexe 2.
- 129 Hall, P. A., *Governing the Economy The Politics of State Intervention in Britain and France*, Cambridge: Polity Press, 1986, p. 165.
- 130 99 年 6 月に憲法院 (Conseil constitutionnel) が「欧州地域語少数語憲章」を憲法第一条(「フランスは不可分な共和国である」)を理由にこれを違憲とし、シラク大統領が憲法改正を拒み、これにシュヴェンヌマンとパスクワが賛同したことも関係するだろう。
- 131 Hazareesingh, S., *Political Traditions in modern France*, Oxford: Oxford University Press, 1994, p. 65. 同書はここでは十分に検討することができないフランス国家と社会の関係性について展開されている。なお、フランスの人民主権と国家主権との補完性ないし対立関係については、樋口陽一『近代立憲主義と現代

国家』(勁草書房、1977年)参照。

132 Pasqua, C., “L’illusion d’Amsterdam,” in *Revue Politiques et Parlementaires*, no. 999 (1999), p. 57.

133 フィッシャーとの対論でのシュヴェンスマンによる言葉。そうした意味では、欧州統合に異議申し立てを行う政党を Anti-European として一括するのは不正確である。

134 De Villiers, P., *La Machination d’Amsterdam*, Paris: Albin Michel, 1998, p. 188.

135 E・トッド、平野泰朗訳『経済幻想』(藤原書店、1999年)、33頁。

136 Sharpf, F. W., *op.cit.*, pp. 15–22.

137 Do., “Economic integration, democracy and the welfare state,” in *Journal of European Public Policy*, vol. 4, no. 1 (1997), pp. 21–22.

138 Joly, M., *le Souverainisme*, Paris: Francois-Xavier de Guibert, 2001; pp. 36–39.

139 *Ibid.* p. 74. ジョリーは、新機能主義による共同体の政治的統合への発展と、その結果としての民主主義の創生はなかったとしてこれを排する。

140 *Ibid.* p. 100ff.

141 *Ibid.* p. 239.

142 例えば、1997年6月に誕生したジョスパン政権は、前年のダブリン首脳会議で採択された「安定と成長に関する協定(The Stability and Growth Pact)」の見直しや各国蔵相によるユーロ評議会(conseil d’Euro)の設置を公約としていたが、結局これが実質的な形で取り入れられることはなかった。ジョスパン政権とEMU(欧州経済通貨同盟)およびアムステルダム条約に関しては A., Cole, “The Europeanization of the French Polity: continuity, change, and adaptation,” in *Journal of European Public Policy*, vol. 7, no. 1 (2000) が詳しい。

143 Joly, *op.cit.*, p. 253.

144 *Ibid.* p. 231. 集権的な権力を持たない事例としてジョリーは、例えばオーストリア・自由党の連立政権に対する制裁が2カ国間関係によって行われたことを挙げている。

145 *Ibid.*, pp. 271–272.

146 *Ibid.* p. 256.

147 Laughland, J., *The Tainted Source. The Undemocratic origins of the European Idea*, London: Warner Books, p. 206.

148 英国を例として、「政治の不在」の結果、欧州統合問題が政党政治を動揺させたことを指摘するものとして、池本大輔「欧州統合とウェストminsterモデル」『国家学会雑誌』第114巻9・10号(2001年)参照。

149 Avril, P., *Essais sur les partis politiques*, Paris: Edition Payot, 1992, pp. 64–70.

150 C. ムフ、千葉・土井・田中・山田訳『政治的なものの再興』(日本経済評論社、1998年)。

151 Perrineau, P., “L’Europe d’Extrême(s) Droite(s),” *Le Nouvel Observateur*, No. 1962, (Juin 2002)。

152 Bartolini, S., “La Structure des clivages nationaux et la question de l’intégration dans l’Union Européenne,” *op.cit.*, p. 43.

153 G. サルトーリ、前掲書、71頁。

La formation et le développement des partis Souverainistes en France

Toru Yoshida

D'après O. Duhamel et G. Grunberg, trois nouveaux clivages politiques sont apparus sous la Vème République: un premier clivage entre les partis de l'*établissement* et les partis nationaux; un second entre le productivisme et l'antiproduktivisme et enfin, un troisième et dernier clivage entre les souverainistes et les anti-souverainistes. L'objectif de cet article consiste à analyser ce dernier clivage. Nous tenterons d'analyser, dans un premier temps, comment est organisée la compétition et la spécificité de ce clivage dans le système de partis. Nous nous efforcerons, dans un second temps, à mettre en lumière les modes de formation et d'implantation des partis souverainistes pendant le débat sur la ratification du traité de Maastricht. Enfin, nous déterminerons le message contestataire dont ils sont porteurs et les contraintes que ce même message impose à leur champ d'action politique.

On retrouve les partis souverainistes de chaque côté de l'échiquier politique; à gauche, le MDC (Mouvement des Citoyens), et à droite, le MPF (Mouvement Pour la France) et le RPF (Rassemblement Pour la France). Chacun de ces partis souverainistes obtiennent autant de suffrages que les partis de mouvance écologiste. Ils sont nés en réaction à la construction européenne et aux implications que celle-ci apporte quant à la souveraineté de la France.

Le système de partis national — tandis que les compétences des institutions européennes ne cessent de s'accroître —, ne coïncide pas avec le mode de gouvernance Européenne. Les partis politiques ne peuvent, en effet, guère influencer sur les décisions prises à Bruxelles et encore moins les remettre en question. Comme le fait remarquer P. Mair, cette situation constitue une remise en cause du rôle même des partis, supposés représenter les différents courants de pensée de la société; mais elle signifie aussi que le débat entre les partis est plus limité qu'auparavant, et donc que l'espace de la compétition diminue. De plus, compte tenu du fait que dans le système électoral actuel, à droite comme à gauche, ce qui est présupposé est de récolter un maximum de voix, il est plus prudent pour les partis de ne pas prendre position à propos des questions européennes qui constituent le domaine où les opinions sont les plus divisées. Le système électoral est, bien qu'ayant une conception relativement similaire de la souveraineté, aussi un des facteurs qui font que les partis souverainistes restent prisonniers du clivage traditionnel gauche-droite et ne parviennent pas à s'unir.

Les grands partis, dits de gouvernement — de droite (le RPR) comme de gauche (le PS) —, s'accordent pour ne pas remettre en cause les principaux dossiers européens.

Or des sondages récents montrent que les français sont devenus sceptiques quant à une éventuelle promotion de l'intérêt national par la construction européenne. Ce

sentiment ne trouve aucune traduction dans la politique des grands partis, et c'est pourquoi les partis souverainistes peuvent exploiter cette carence des partis traditionnels et se présenter, comme une nouvelle offre politique.

Ces partis souverainistes, qu'ils soient de droite ou de gauche, ont fait leur première apparition lors du débat concernant la ratification du traité de Maastricht (1992). C. Pasqua — l'un des pères fondateurs du RPR —, Ph. de Villiers appartenant au DL, et J. P. Chevènement, un des «éléphants» du courant du PS, ont chacun contesté les programmes de leurs partis respectifs, et ont été amené à créer leurs propres mouvements. Ainsi, le MDC est né en 1993, le MPF en 1994, et le RPF en 1999. Leurs performances électorales aux élections européennes ont été dans un premier temps bonnes; le MPF était troisième après le RPR et le PS en 1994, et en 1999, la liste conjointe MPF-RPF obtenait les meilleurs résultats des partis de la droite.

Les partis souverainistes s'accordent tous sur un point: la construction européenne ne doit pas remettre en cause la souveraineté de la France. Ainsi, il nous a paru essentiel de revenir sur les logiques et le contenu de leurs contestations.

Premièrement, la conception de la souveraineté française repose essentiellement sur l'indivisibilité de la Nation et de l'Etat, et est donc inconciliable avec le projet pour une Europe fédérée telle qu'elle est proposée par le ministre allemand J. Fischer. Deuxièmement, d'après M. Joly, le mode de gouvernance de l'UE est essentiellement «a-politique» et «a-conflictuel». C'est pourquoi, on peut penser que les partis souverainistes se battent pour une «démocratie», ou tout de moins pour une «politique» européenne.

Comme l'a remarqué S. Bartolini, l'UE parvient à s'établir en tant que régime et entre dans l'ère de la politique de masse. La Politisation et la démocratisation ne pourra pas se faire sans la présence des partis politiques. Sans ce cas, les partis souverainistes auront alors un rôle à jouer qui ne sera pas des moindres.